

農業委員会報

平成24年8月1日発行

農業委員会報 第72号

編集 農業委員会報編集委員会

発行 武蔵村山市農業委員会

武蔵村山市本町一丁目1-1

電話 (042) 565-1111

内線 226

第五十三回

東京都農業委員・ 農業者大会開催

平成24年2月29日、昭島市市民会館において第53回農業委員・農業者大会が開催されました。

大会当日は、降雪による悪天候にも関わらず、農業関係者など多くの方が参加されました。

また、同時に受賞式典が行われ、本市では3名の方が受賞されました。

し盛況のうちに終了いたしました。

心よりお喜びを申し上げます。



栄えある受賞の3人



東京都農業会議会長賞

(野菜部門)

東京都産業労働局長賞

(野菜部門)

加園 良雄氏

清子氏

東京都農業会議会長賞

(野菜部門)

加園 武正氏

認定農業者制度のご案内

認定農業者制度とは、農業経営基盤促進法に基づき「今後とも農業で頑張っていこうとする意欲ある農業者の皆さん」を認定農業者として区市町村長が認定し、支援を行っていく制度です。認定を受けるには、今後5年間に取り組む経営改善の内容を記載した「農業経営改善計画認定申請書」を提出していただきます。

申請にあたっては市担当職員、農業委員、農業振興事務所職員等が相談、指導に応じます。農業者は、認定農業者になることによって、自らの経営を分析し計画を検討することにより経営能力の向上が期待されます。認定された農業者は、低利融資や各区市町村独自の支援事業、情報提供などの支援措置が受けられます。

市の認定農業者は平成22年3月に初めて11人の方が認定され、本年3月に新たに3人の方が認定

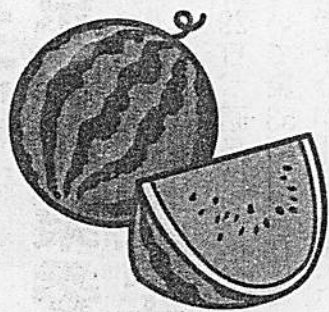
定され14人となりました。

*市では、現在、「武蔵村山市認定農業者改善計画事業補助金交付要綱」により、農業用資材、農業用機械等の購入に要する経費等を補助する制度があります。

なお、新たに認定農業者として認定された方は次のとおりです。

- ・高山 充則
- ・高橋 勇治
- ・乙幡 司

(認定年月日 平成24年3月28日・敬称略)



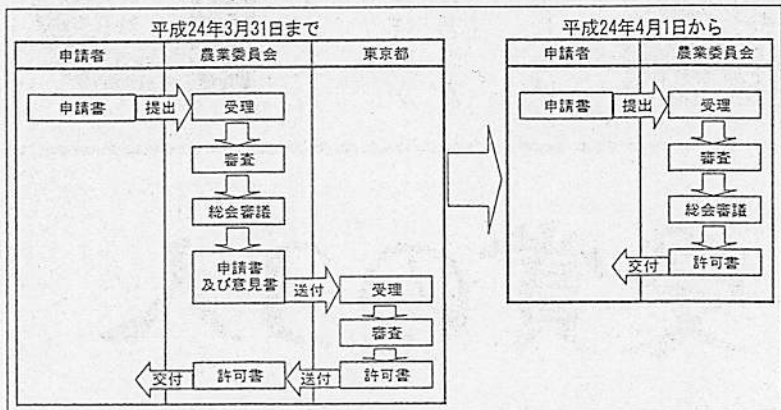
農地法第3条

一部改正

これまで、都道府県が処理していた農地法第3条による農地及び採草放牧地の権利移動の許可については、平成24年4月1日以降、区市町村農業委員会に移譲されました。

改正による事務処理は新旧対照フロー図のとおりです。

〈事務処理の新旧対照フロー図〉

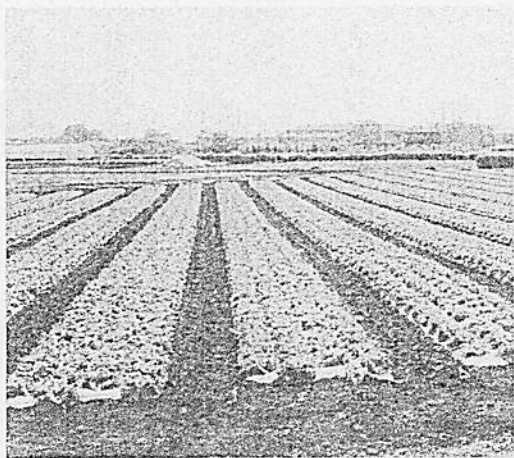


農地の利用状況調査の実施について

農業委員会では、農地管理推進月間の一環として、毎年、8月頃農地パトロールを実施しています。

農地は食糧生産の場でありまた環境保全においても非常に重要な役割を担う大切な資産です。次世代に優良な農地を残すため、農地パトロールを行い遊休農地及び違反転用の解消に取り組んでいます。

今年度の調査は、8月27日(月)から8月31日(金)までの間で実施する予定です。



「農ある風情」 フォトコンテストのご案内

武蔵村山市農業経営者クラブ

では、武蔵村山市の「農ある風情」を感じる風景写真を募集しています。

なお、平成23年から平成24年中に撮影したものに限りです。

●応募資格

武蔵村山を愛してくださる方ならどなたでも結構です。

●作品サイズ

四つ切り（ワイド可）又はA4サイズにプリントしたものの。

（注）カラーコピーや感熱紙での応募は不可。インクジェット

トプリンター使用の場合は、普通紙ではなく写真用紙を使用のこと。

●表彰

最優秀賞 1名

優秀賞 2名

佳作 2名

●発表

入賞者に直接連絡

●応募規定

応募作品は1人2点以内とし、未発表のもので作品1点ごとに「応募票」を裏面に貼付する。

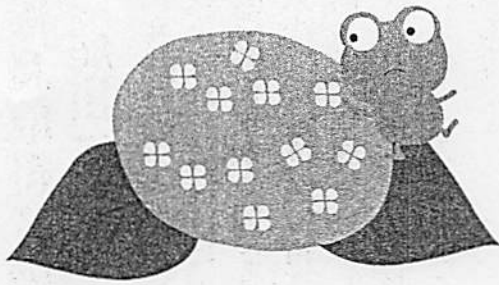
なお、肖像権やプライバシーの侵害には十分ご注意ください。被写体が人物の場合は必ず本人の承諾を得てください。

●応募方法

郵送又は宅配便に限りです。

●応募締切り

平成24年10月末日



●問い合わせ・作品送付先

〒2008-8501

武蔵村山市本町1の1の1

武蔵村山市役所生活環境部

産業観光課農政グループ

Tel 565-1111

内線 225

E-mail: agri_club@city.musashimurayama.lg.jp

*入賞作品は返却いたしません。また著作権はクラブに帰属いたします。

農地の利用貸借について

市街化調整区域内農地の貸借については、農業経営基盤強化促進法による利用権設定で、農地の貸し借りができます。

この場合、貸した農地は期限が来れば必ず返還されます。また、期間満了前に貸してと借りての双方に通知が届きますし、

利用権の再設定により継続して貸借することもできます。この利用権設定によるメリットとして、

相続税納税猶予制度の適用を受けている（市街化区域以外）農地を貸し付けても、猶予が継続されます。（ただし「20年免除」の場合は「終生農地利用」の適用に変更となります。）ま

た、今後相続があった場合も、貸し付けている農地は相続税納猶予制度の適用を受けることができます。また、共有農地については、5年を超えない間であれば、共有持ち分の2分の1を超える同意により、農地を貸すことができます。

問い合わせは、農業委員会まで
Tel 565-1111
（内線）226



農業簿記講習会の

ご案内

農業委員会では、毎年、東京都農業会議に講師をお願いして簿記講習会を行っています。

講習会は8月から毎月1回来年の2月まで行います。また、講習内容は、主にパソコンを使った記帳の仕方など受講者の希望にそった内容となっております。

受付は随時行います。

今年度は8月から開催いたしますので、希望される方は、農業委員会事務局にご連絡ください。

・講習期間

平成24年8月から平成25年2月まで毎月1回実施します。

・受講料

無料

・場所

中部地区会館（市役所4階）で行います。

(注) パソコンの準備はありませんで個人のパソコンをご準備ください。

農地権利取得者の

届出について

平成21年に行われた農地法の一部が改正され、相続等により新たに農地権利者となった者は、農地の大小、調整区域・市街化区域を問わず、権利を取得した日から10ヶ月以内に農業委員会に届け出なければならぬことになりました。

詳細は、農業委員あるいは農業委員会事務局におたずねください。

未届出者、虚偽報告者には10万円以下の過料等の罰則規定もありますのでご注意ください。

農業者年金の加入を

農業者年金は、加入者・受給者数に左右されにくい積立方式（確定拠出型）の公的年金として平成14年1月よりスタートしました。

国民年金の第一号被保険者である農業者がより豊かな老後生活をおくることが出来るよう国

民年金（基礎年金）に上乗せした公的な年金制度です。

支払う保険料は全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。

農業者年金についての問い合わせは

Tel 565-1111

(内線) 225へ

体験型市民農園の

開設にご協力を

現在、市内には体験型市民農園が2園開設されています。

市民の農業体験の場、また市民交流の場として不足状況となっております。

農園の開設にご協力いただける方を募集しています。

お問い合わせは、産業観光課農政グループまでお願いいたします。

Tel 565-1111

内線 225

援農ボランティア

研修受入のお願い

市では、援農ボランティアを育成するために、農業実習の受入れをして頂ける協力農家を探しています。協力を申し出て頂ける方は、市役所産業観光課農政グループまでご連絡ください。

編集後記

今年の夏にかけての長期予報によりますと、ほぼ全国的に気温は高めとなり暑い夏になると予想されています。昨年の台風の発生数は14個と少ない方でしたが、今年はどうなるでしょうか。台風接近後は大雨や強風が予想されますので、早めの農作物等の適切な管理に努めましょう。

編集員 高山 充則

” 山田 和男

” 乙幡 覺

” 進藤 健治

” 吉野 正博

” 木下 和年